9 9 1

枠内を記入してください

記入例(事務所·事業所)

令和 6 年度 事務所、事業所又は家屋敷に関する市民税・県民税申告書

相模原市長	長 あて			先になるの E記入して	ので、書類が ください				令和	6 年	3 月	1	B
現住所		Ē	東京	都	X	1	丁詞	╡	番	ŧ Ę	1		
1月1日 現在の 住所		Ţ	東京	都	X	1	丁目		番	÷ =	3		
フリガナ 氏名			^{タロウ} 太郎	3		生年月日	大印	哈 令	30年	Ē.	1 月	1	日
電話番号		12 (3 4 5	6) 7	8 9 0	職業		I	医	師			
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1		2
市内に有する次の物件につきまして、地方税法第317条の2第8項及び相模原市税条例第14条第2項の 規定により由告します 東務所、事業所を有する場合に 記入して下さい。 事務所、事業所または家屋敷の所在地 種類 屋号(店舗名) 開(廃)業年月日													
相模原市 中央2丁			号	/	/	事務所 事業所 家屋敷			医院	昭·平·令	10年	4 月 2 廃	1 日
相模原市				事業所」	の当てはま	事務所 事業所 家屋敷			配偶者(昭 ・ 平 ・ の方が同・	年	月	日
相模原市	[<u>]</u> 中の合計所得		:記入して	ください		事務所 事業所 家屋敷			控除対象	象配偶者 を丸囲みし	こ該当する	5場合	日
前年中(合計所得)		5	5,00	0,00	00円	扶養親族	美等の	状況	配偶者	有 無	配偶者 以外の 扶養親) 族	人
所轄税務	8署				税務署		害者 ひとり新	親	(該当する番 1.障害	_) 3 . ひとり	親
· <u> </u>	7 中生			$\neg \overline{}$									

この申告 (所轄税務署を記入して下さい 月1日)現在、相模原市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、相模原・アーニにアーニ・アー・マー・マー・マー・ス・ (住所がある区とは別の区に事務所、事業所、家屋敷を所有している人に申告していただくものです。

上記にあてはまる人には、市民税・県民税の均等割が課税されます。

詳しくは裏面「事務所、事業所または家屋敷に関する市民税・県民税申告の手引き」をご覧ください。

市記入欄									
	納	新	変		無	R	年度×	非	本
本人 番号 本人身分 代理 番号 代理身分 代理権	賦	新	变		無	l.			
	引	決定		審	查				
	91	所得	•		-				
(N)		控配	0 ·	1 ·	2 . 3				
(S)		均割	有		無	, 	夬定 ————————————————————————————————————	1	審査
M									

9 0 1 -

枠内を記入してください

記入例(家屋敷)

6 年度 事務所、事業所又は家屋敷に関する市民税・県民税申告書 令和

書類送付先になるので、書類が届く住 所を記入して〈ださい 国外に居住している場合は、国名のみ

相模原市長 あて

令和6年3月1日

相模原市	ラ長 あ で	C		もかまいま	せん			•	Υ 111 C	, ,	, ,,	<u> </u>
現住所			東京	都	X		1丁		番	号		
1月1日 現在の 住所			東京	都	X		1丁		番	号		
フリガナ		サガミ	タロウ				大(昭				
氏名	1	目模	太郎	3		生年月	大(平)	Š	8 () 年	1	月	1日
電話番号	12 (3456)7890						Ě		会	社員		
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2

市内に有する次の物件につきまして、地方税法第317条の2第8項及び相模原市税条例第14条第2項の 規定により申告します。

事務所、事業	養所または家屋敷の所在地	種類	屋号(店舗名)	開()	発)業:	年月	日
相模原市中央	区	事務所		±¬ \	76 H	•	月	日
中央2丁目1	1番15号	事業所		記入	个委	17 W N	廃業	
相模原市	「家屋敷」の文字を丸囲みしてください	事務所			昭 · 平	年	月	日
前任山		事業所 家屋敷		配偶者の方	 	計配偶者	***	
相模原市 国外に	に居住している方の場合、 日本以外の企 で得た所得は対象外となります	事務所事業所		控除対象配は「有」を丸脈	禺者に該	当する場		日
		家屋敷			令		廃業	
前年中の 合計所得金額	5,000,000円	扶養親族	等の状況	配偶者	無 ĺ l	記偶者 以外の 養親族	2	人
所轄税務署	記入不要稅務署	障害 寡婦·で		(該当する番号をi	選択してく		ひとり新	現

この申告書は賦課期日(その年の1月1日)現在、相模原市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個 人で、相模原市に住所を有していない人、住所がある区とは別の区に事務所、事業所、家屋敷を所有してい る人に申告していただくものです。

上記にあてはまる人には、市民税・県民税の均等割が課税されます。

市記入欄			_				
	納	新	変	無	R	年度×	非本
本人 番号 本人身分 代理 番号 代理身分 代理権	賦	新	変	無			
	引	決定	7	審 査			
	91	所得	•	-			
$oxed{(N)}$		控配	0 · 1	. 2 . 3			
(\$)		均割	有	· 無	<u> </u>	央定 	審査
M							